

議 第 四 号

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年三月十五日

提 出 者

議員	提 出 者
柿 沼 敏 万	柿 沼 敏 万
木 村 勝 好	木 村 勝 好
田 村 稔	田 村 稔
笠 原 哲	笠 原 哲
辻 隆 一	辻 隆 一

仙台市議会議長
野田 讓 様

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「という。」の下に「及び議員（次条第二項の規定により政務調査費全額を会派に交付することを選択した会派を除いた会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）を加える。

第三条及び第四条を次のように改める。

（交付額及び交付の方法）

第三条 政務調査費は、四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月まで及び一月から三月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに交付するものとする。

2 会派に交付する政務調査費の額は、各四半期の初日における会派の所属議員数に三十五万円（次項において「基準月額」という。）の範囲内で各会派が定める額（以下「会派交付額」という。）及び各四半期に属する月数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に交付する政務調査費の額は、基準月額から会派交付額を減じた額（次条において「議員交付額」という。）に各四半期に属する月数を乗じて得た額とする。

4 各四半期の初日において、会派が解散したとき（議会の解散があったとき及び所属議員が一人の会派において当該議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員の身分を失ったときを含む。）又は交付対象議員が交付対象議員でなくなったときは、当該四半期に係る政務調査費は、当該会派又は当該交付対象議員に対し、交付しない。

5 各四半期の中途において、議員の任期が満了するときは、当該四半期に係る政務調査費は、当該任期の満了する日の属する月（その日が月の初日（以下「基準日」という。）であるときは、その日の属する月の前月）までの月数分を交付する。

（所属議員数の異動等に伴う調整）

第四条 各四半期の中途において、政務調査費の交付を受けた会派の所属議員数が減少したとき又は会派交付額が減額されたときは、当該会派の代表者は、これらの事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額と減少後の所属議員数及び減額後の会派交付額に基づいて算定された額との差額を返還するものとする。

2 各四半期の中途において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき（議会の解散があったとき及び所属議員が一人の会派において当該議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員の身分を失ったときを含む。）は、当該会派の代表者であった者（所属議員が一人の会派において当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人その他の一般承継人）は、当該事由が発生した日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額を返還するものとする。

3 各四半期の中途において、政務調査費の交付を受けた交付対象議員の議員交付額が当該交付対象議員が所属する会派の異動又は所属する会派の会派交付額の増額により減額される

ときは、当該交付対象議員は、これらの事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額と減額後の議員交付額に基づいて算定された額との差額を返還するものとする。

4 各四半期中途において、政務調査費の交付を受けた交付対象議員が辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、当該交付対象議員であった者（当該者が死亡したときにあつては、当該者の相続人その他の一般承継人）は、これらの事由が発生した日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額を返還するものとする。

5 各四半期中途において、政務調査費の交付を受けた会派の所属議員数が増加したとき又は会派交付額が増額されたときは、これらの事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該会派に対し、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額と増加後の所属議員数及び増額後の会派交付額に基づいて算定された額との差額を交付するものとする。ただし、再選挙、補欠選挙又は増員選挙によって議員となった者がその任期の開始に伴い会派に所属することにより会派の所属議員数が増加したときにあつては、当該増加した日の属する月以降分の政務調査費として既に交付された額と増加後の所属議員数及び増額後の会派交付額に基づいて算定された額との差額を交付するものとする。

6 各四半期中途において、新たに会派が結成されたときは、当該会派が結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該会派に対し、当該翌月以降分の政務調査費を交付するものとする。ただし、再選挙、補欠選挙又は増員選挙によって議員となった者がその任期の開始に伴いその者のみが所属する会派を結成したとき又は議員の任期の開始に伴い新たな会派が結成された場合であつて当該任期の前の任期が当該開始の日の属する月の基準日に満了したときにあつては、当該結成の日の属する月以降分の政務調査費を交付するものとする。

7 各四半期中途において、政務調査費の交付を受けた交付対象議員の議員交付額が当該交付対象議員が所属する会派の異動又は所属する会派の会派交付額の減額により増額されるときは、当該交付対象議員に対し、これらの事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費として既に交付された額と増額後の議員交付額に基づいて算定された額との差額を交付するものとする。

8 各四半期中途において、議員が新たに交付対象議員となったときは、当該議員に対し、当該交付対象議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。）の末日までに、当該翌月以降分の政務調査費を交付するものとする。ただし、再選挙、補欠選挙又は増員選挙によって議員となった者がその任期の開始に伴い交付対象議員となったとき又は議員の任期の開始に伴い新たに交付対象議

員となった場合であつて当該任期の前の任期が当該開始の日の属する月の基準日に満了したときにあつては、当該交付対象議員となった日の属する月以降分の政務調査費を交付するものとする。

第五条中「会派」の下に「及び交付対象議員」を、「必要経費」の下に「(市政に関する調査研究活動に資するための必要な経費をいう。以下同じ。)」を加える。

第六条中「代表者」の下に「及び交付対象議員」を加え、「に所属議員の名簿を添えて」を「を、毎年四月五日までに」に改め、同条に次の二項を加える。

2 年度中途において、新たに結成された会派の代表者及び新たに交付対象議員となった議員は、政務調査費の交付を受けようとするときは、速やかに、議長を経て市長に政務調査費の交付申請書を提出しなければならない。

3 前二項の規定により政務調査費の交付申請書を提出した者は、当該交付申請書の内容に変更を生じたときは、速やかに、議長を経て市長に政務調査費の交付変更申請書を提出しなければならない。

第七条を次のように改める。

(適正経理)

第七条 会派は、経理責任者を定め、政務調査費の経理を適正に行わなければならない。

2 交付対象議員は、政務調査費の経理を適正に行わなければならない。

第八条中「交付申請書」の下に「又は交付変更申請書」を加え、「当該」を削り、「代表者」の下に「及び交付対象議員」を加える。

第十二条を第十三条とする。

第十一条(見出しを含む。)中「収支状況報告書」を「収支報告書」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「会派」の下に「及び交付対象議員」を加え、「において必要経費として支出した額」を「における必要経費」に、「当該年度の五月十五日までに」を「速やかに、」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき(議員の任期が満了したとき、議会の解散があつたとき及び所属議員が一人の会派において当該議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員の身分を失ったときを含む。)は、当該会派の代表者であつた者(所属議員が一人の会派において当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人その他の一般承継人)は、当該事由が発生した日の属する年度において交付を受けた政務調査費の総額(第四条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により返還させる額を控除して得た額)からその年度における必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、速やかに、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

第十条に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

3 政務調査費の交付を受けた交付対象議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、当該交付対象議員であつた者(当該者が死亡したときにあつては、当該者の相続人その他の一般承継人)は、これらの事由が発生した

日の属する年度において交付を受けた政務調査費の総額（第四条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定により返還させる額を控除して得た額）からその年度における必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、速やかに、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

第九条の見出し中「収支状況報告書」を「収支報告書」に改め、同条第一項中「前年度に」を削り、「経理責任者」の下に「及び交付対象議員」を加え、「収支状況報告書」を「収支報告書」に改め、同条第三項中「代表者」の下に「及び交付対象議員」を加え、「収支状況報告書」を「収支報告書」に、「当該年度」を「政務調査費の交付を受けた年度の翌年度」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき（議員の任期が満了したとき、議会の解散があつたとき及び所属議員が一人の会派において当該議員が辞職、失職、除名又は死亡により議員の身分を失ったときを含む。）は、当該会派の経理責任者であつた者（所属議員が一人の会派において経理責任者たる当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人その他の一般承継人）は、当該事由が発生した日の属する年度に交付を受けた政務調査費に係る収支報告書を作成しなければならない。

5 前項の会派の代表者であつた者（所属議員が一人の会派において当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人その他の一般承継人）は、収支報告書を前項の事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月）の末日までに議長に提出しなければならない。

第九条第七項中「又は第五項」を「、第五項又は第六項」に、「収支状況報告書」を「収支報告書」に、「第十一条」を「第十二条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」の下に「、第五項」を加え、「収支状況報告書」を「収支報告書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加え、同条を第十条とする。

6 政務調査費の交付を受けた交付対象議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員の身分を失ったときは、当該交付対象議員であつた者（当該者が死亡したときにあつては、当該者の相続人その他の一般承継人）は、これらの事由が発生した日の属する年度に交付を受けた政務調査費に係る収支報告書を作成し、当該日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月）の末日までに議長に提出しなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

（交付請求等）

第九条 第六条第一項の規定により政務調査費の交付申請書を提出した会派の代表者及び交付対象議員は、前条の規定による通知を受けた場合は、各四半期の初日の属する月の五日（その日が仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第六十一号）第一条第一項第一号又は第二条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに、議長を経て市長に対し、当該四半期に係る政務調査費（当該四半期中途において議員の任期が満了する場合にあつては、当該任

期が満了する日の属する月（その日が基準日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの月数分の政務調査費）を請求するものとする。

2 各四半期中途において、第六条第二項の規定により政務調査費の交付申請書を提出した会派の代表者及び交付対象議員は、前条の規定による通知を受けた場合は、前項の規定にかかわらず、速やかに、議長を経て市長に対し、会派が新たに結成された日又は新たに交付対象議員となった日の属する四半期に係るこれらの日の属する月の翌月（これらの日が基準日に当たるときは、その日の属する月）以降分の政務調査費（第四条第六項ただし書及び第八項ただし書に掲げる場合にあつては、これらの日の属する月以降分の政務調査費）を請求するものとする。

3 各四半期中途において、第六条第三項の規定により政務調査費の交付変更申請書の提出をした場合であつて、第四条第五項又は第七項の規定による差額の交付を受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに、議長を経て市長に対し、当該交付を請求するものとする。

4 市長は、前三項の規定による請求があつたときは、速やかに、当該請求に係る会派又は交付対象議員に対し、政務調査費を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年五月二日から施行する。

（仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例との調整）

2 仙台市政務調査費の交付に関する条例は、仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年仙台市条例第四十四号）及び仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年仙台市条例第六十四号）によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

（経過措置）

3 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

理 由

政務調査費の執行に関する透明性の向上を図る等所要の規定整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。